

〔共同研究：先住民族と人権〕

国連の人権保障システムと先住民族女性の人権*

軽 部 恵 子**

I. 国連の人権保障システム

人権保障が国連の目的の一つとなった経緯は、もちろん第2次世界大戦にある。この戦争は1939年9月1日にナチス・ドイツのポーランド侵攻によって始まったが、ホロコーストという人類史上希に見る大規模な虐殺を引き起こした。連合国の主要メンバーである米・英・ソの3カ国は、大戦勃発によって実質的に崩壊した国際連盟に代わる新たな国際機構を設立すべく、枢軸国に対する勝利の見込みがまだ立っていない戦争早期から会談を重ねてきた。

国際連合を正式に創設したのは1945年4月から6月まで開かれた「国際機構に関する連合国会議」（通称「サンフランシスコ会議」）である。最終本会議が開かれた6月25日に50カ国（すべて連合国）が国際連合憲章を全会一致で承認し、翌日各国代表が憲章に署名した。そして1945年10月24日に、憲章を批准した国が安全保障理事会の5常任理事国を含む29カ国に達した。これにより国連憲章が効力発生し、正式に国際連合が発足した。

国連憲章は前文で、「われら一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救うと誓い、「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し」ている。第1条は国連の4つの目的を示しているが、第1項が「国際の平和及び安全の維持」を掲げ、世界大戦を三度起こさないと固い決意を表明している。基本的人権の保障も国連の4

つの目的に含まれ、第1条第3項は「(国連が) … 人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際的協力を達成すること」と規定している。さらに、第56条は「すべての加盟国は、… (人権及び基本的自由の普遍的な尊重および遵守) を達成するために、この機構と協力して、共同及び個別の行動をとることを誓約する」と規定している。

国連憲章はあくまで一般規定であったため、人権保障の任務の多くを担う国連経済社会理事会が、自身の下部組織として1946年6月21日に人権委員会 (Commission on Human Rights) を設立し、人権保障の内容を具体的かつ包括的に定める「国際人権章典」の起草を委員会に託した。人権委員会は1947年から活動を開始し、国際人権章典の概念を具体化する中で、(1) 法的拘束力を有しない宣言、(2) 法的拘束力を有する条約、(3) 条約の実施措置、と段階的に起草することを決定した。具体的な人権保障を規定する文書を早期に採択するには、文化・宗教・政治・経済体制を異にする各国が受け入れやすくする必要があった。そこで、最初は法的拘束力のない国連総会決議が作成されることとなった。世界人権宣言案は1948年5月から6月にかけて開かれた人権委員会第3会期で反対なしに採択され、国連総会の第3委員会 (社会・人道・文化問題担当) で討議の末、1948年12月6日に賛成29、反対0、棄権7で採択された。

12月9日からは国連総会の本会議で宣言案が審議された。一般討議では人権保障における国家の役割を強調すべきだとするソ連などの社会主義諸国や、イスラム教の伝統と相容れない権利が含まれるとするエジプト、人種隔離政策

*本稿は、2000-2002年度共同プロジェクト「先住民族と人権」の成果論文である。

**本学法学部

(アパルトヘイト) 維持のため反対意見を述べた南アフリカなど、各国代表の主張は必ずしも一致しなかった。にもかかわらず、国連が包括的な人権の保障を謳いあげる文書を決議することの意義が各国に広く認識されていたため、宣言案は最終的に賛成48、反対0、棄権8で可決された。こうして、世界人権宣言は第3回国連総会決議(217A)として12月10日に採択され、この日は「世界人権デー」として記念されることになった。宣言の採択から18年後の1966年に、宣言に掲げられた人権の大半は2つの国際人権規約として法典化された。それは、「経済的、社会的、及び文化的権利に関する国際規約」(以下「社会権規約」と略す)および「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(以下「自由権規約」と略す)である。

II. 先住民族の人権

そもそも、少数民族の保護は第1次世界大戦末期の1918年1月8日にアメリカ連邦議会で行われたウィルソン大統領の有名な「14カ条」演説で取り上げられ、国際連盟下でも唱えられたが、敗戦国であったオーストリア・ハンガリー帝国やオスマン・トルコ帝国で不満を高めていた少数民族を念頭に置いており、あらゆる少数民族を保護するためではなかった。また、勝者が敗者の旧植民地を奪取し管理するための口実として、国際連盟下では委任統治という新たな制度が作られ、必ずしも全ての少数民族が独立を達成できたわけではなかった。しかし、第二次世界大戦後の世界ではできる限り少数民族や非自治地域を独立させるべく、国際連合には信託統治という新たな制度が作られた。

他方、国連の人権保障システムの中で、少数民族でもある先住民族¹⁾の人権に関する取り組

み——人権条約の制定および関連組織の設立の双方——は比較的緩やかに発展してきた。初めに、国連憲章第68条に基づき経済社会理事会が機能委員会として1946年に人権委員会を設置した。同委員会は、1947年にいわゆる人権小委員会を設置した。なお、人権小委員会の正式名称は、発足当初「差別防止および少数者保護に関する小委員会」(The Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities)であったが、1999年に「人権の促進および保護に関する小委員会」(The Sub-Commission on Promotion and Protection of Human Rights)へ変更されている。人権小委員会は個人の資格で参加する26名の委員により構成されるが、その任期は4年間であり、国連加盟国政府が指名した候補者の中から人権委員会が選出する²⁾。

1960年代になると、先住民族を含む少数民族あるいは少数者(minorities)の人権保障に関する規定を含む2つの国際条約が採択された。まず、1965年12月21日に第20回国連総会で採択された「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(以下「人種差別撤廃条約」と略す)第1条は、人種差別を以下のように定義する。

この条約において、「人種差別」とは、
人種、皮膚の色、世系又は民族的若しく

問わず、自己の社会的、経済的、文化的及び政治的制度の一部又は全部を保持している者」と定義される(国際法学会編『国際関係法辞典』三省堂、p.486)。ただし、国連では自治権や条約締結などの国際法主体性を想起させる「民族」(peoples)は使わず、「先住民」(indigenous people, indigenous populations)を使用している。上村英明「アジアにおける先住民族の権利確立に向けて：先住民族の権利に取り組む国連人権機構の歴史と現状」、アジア・太平洋人権情報センター編『アジア・太平洋人権レビュー1997 国連人権システムの変動：アジア・太平洋へのインパクト』(現代人文社、1997)、p.78、注1。本稿では、原則としてプロジェクトのタイトルにならない、「先住民族」を使用する。

2) 人権小委員会の活動については、阿部浩己、今井直、藤本敏明『テキストブック国際人権法』第2版(日本評論社、2002年)、pp.182-186を参照。

1) 国際労働機関(ILO)が1989年に採択し、1991年に効力発生した「独立国における先住民及び種族民族に関する条約」(第169号条約)第1条第1項(b)では、「先住民」(indigenous peoples)を「独立国における人民で、征服、植民又は現在の国境の確立の時に当該国又は当該国が地理的に属する地域に居住していた民族の子孫であるため世襲住民とみなされ、かつ法律上の地位のいかんを

は種族的 (national or ethnic) 出身に基づくあらゆる区別, 排除, 制限又は優先であって, 政治的, 経済的, 社会的, 文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本自由を認識し, 享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

また, 1966年12月16日に第21回国連総会で採択された自由権規約第27条は, 先住民族を含む少数民族の人権について次のように規定する。

種族的 (ethnic), 宗教的又は言語的少数民族が存在する国において, 当該少数民族に属する者は, その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し, 自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

自由権規約第27条に基づき, 人権小委員会は特別報告者の報告などを受けて, 1982年に先住民作業部会 (The Working Group on Indigenous Populations) を設置した。同部会は先住民族の権利に関する宣言を起草するため, 先住民族の団体に対するオブザーバー参加を認めて, 彼らから意見を聴取することを可能にした。そして, 1985年から宣言起草を開始し, 1992年12月18日に国連総会決議47/135として, 「国籍的, 種族的, 宗教的, および言語的少数者に属する者の権利宣言」 (Declaration on the Rights of Persons Belonging to National or Ethnic, Religious and Linguistic Minorities, 以下「少数者権利宣言」と略す) が採択された³⁾。

1993年6月に開催された世界人権会議の成果文書として採択されたウィーン宣言第20段落では, 先住民の権利が女性の権利, 少数民族の権利, 子どもの権利, 障害者の権利などとともに明記された。そして, 同年は「国際先住民年」に宣言されて, 続く1994年からの10年間は「世界の

先住民の国際10年」と宣言された。人権委員会では世界各国における人権侵害を公開で審議できる権限を付与した経済社会理事会決議1235 (1967) に基づき, 先住民族の人権状況に関する特別報告者が指名された⁴⁾。だが, 宣言や会議の成果文書は法的拘束力を持っておらず, 現時点で先住民あるいは先住民族の人権に特化した条約が採択される見込みはまだ立っていない。

Ⅲ. 女性の人権

男女平等は第2次世界大戦後の世界において人権保障の重要なテーマの一つであった。国連憲章第1条第3項には「……性……による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて, 国際協力を達成すること」と記されている。世界人権宣言第2条では, 「すべての者は, 特に……性, ……によるいかなる差別も受けることなく, この宣言に掲げる権利と自由とを享有することができる」と規定している。また, 同宣言第16条第1項は「成年の男女は, 人種, 国籍又は宗教によるいかなる制限もなしに, 婚姻し, 家族を形成する権利を有する。」と規定し, 同条第2項は「婚姻は, 両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する」と規定する。18年後に採択された二つの国際人権規約は, ともに第3条で男女の平等を掲げた。すなわち, 「この規約の締約国は, この規約に定めるすべての市民的及び政治的権利の享有について男女に同等の権利を確保することを約束する」と定めている。また, 自由権規約第23条では婚姻の自由を定めている。このように, 国連は男女平等の原則を初期から一貫して掲げてきた。

女性の人権を規定した国連の主要な条約⁵⁾には, 1979年12月18日に第34回国連総会で採択され, 1981年9月3日に効力発生した「あらゆる

4) 決議1235に基づく手続の現状については, 阿部他, 前掲書, pp.171-178を参照。

5) 国連およびILOが制定した女性の人権に関する条約については, 拙稿「女性労働者に関する国際文書の国内適用: 男女雇用機会均等法の事例研究(1)」『桃山学院大学社会学論集』第30巻第1号 (1996年9月), pp.77-99を参照。

3) この間の経緯については, 上村, 前掲論文, 注2, pp.79-80に詳しい。

形態の女性差別の撤廃に関する条約」(以下「女性差別撤廃条約」と略す)がある。同条約は女性全体の人権として、締約国に女性の能力開発や向上の確保を求め、性別役割分担を否定(第5条)し、女性の売買や売春からの搾取を禁止している。また、政治的・公的活動における平等(第7条)、国際的活動への参加の平等(第8条)、国籍に関する平等(第9条)、教育における差別撤廃(第10条)、雇用における差別撤廃(第11条)、保健における差別撤廃(第12条)、経済的・社会的活動における差別撤廃(第13条)、農村女性に対する差別撤廃(第14条)、法の前の男女平等(第15条)、婚姻・家族関係における差別撤廃(第16条)を規定している。

女性差別撤廃条約の国内適用を強化するため、条約第18条に定められた国家報告制度にくわえて、個人通報と条約を監視する女性差別撤廃委員会(Committee on the Elimination of Discrimination against Women。以下「CEDAW」と略す)による調査制度を含んだあらたな条約の制定が切望された⁶⁾。1996年から始まった条約案の制定会議は、経済社会理事会の機能委員会である女性の地位委員会(Commission on the Status of Women)の参加可能な作業部会(open-ended working group)で4年間続けられた。そして、1999年10月6日に第59回国連総会で「女性差別撤廃条約選択議定書」がコンセンサスで採択され、同議定書は10番目の批准国を得た3カ月後の2000年12月22日に効力発生した。

IV. 先住民族の女性の人権

こうしてみると、人権条約の先住民族に関する規定に女性に関する言及はないことがわかる。同様に、女性差別撤廃条約の中に先住民の女性に関する特別の規定はないことがわかる。しかし、先住民族の女性を単に「女性」あるいは「先住民(族)」という枠で一括りにするだけで

は、彼女たちの人権保障は難しい。世界には様々な人種、宗教、言語が存在するのであり、人種・宗教・言語上のどのグループに属するかによって、先住民族の女性が受ける差別の質や量は異なってくるだろう。また、女性でも、フルタイム労働者か、あるいはパートタイム労働者や移民労働者であるかによって、女性が受ける差別の深刻さは違ってくる。もちろん、しばしば教育の機会が十分与えられない先住民族の女性は、身分が不安定で賃金の低いパートタイム労働者や移住労働者になりがちなのは言うまでもない。つまり、先住民族の女性は先住民族という少数派として社会の多数派から差別を受けつつ、女性として社会全体の中で、あるいは先住民族の中で女性として、二重、三重に差別される可能性がある⁷⁾。

近年になってようやく先住民族に対する差別を含む人種差別と女性差別を撤廃するために、両者の人権を結びつけて包括的に考察する動きが生まれてきた。女性の人権に関する分野では、1995年9月に北京で開催された第4回世界女性会議の成果文書である、「北京宣言」と「行動綱領」(Platform for Action)が、国内外のNGOの活用を貧困にあえぐ女性、障害者の女性、農村の女性、難民の女性、移民女性とともに先住民の女性(indigenous women)を対象とするよう規定している⁸⁾。また、少数者宣言に基づき先住民の女性の人権を完全に尊重するよう求めている⁹⁾。

人種差別に関する分野では、人種差別撤廃条約を監視する人種差別撤廃委員会(Committee on the Elimination of Racial Discrimination,

6) 選択議定書制定過程については、拙稿「女性差別撤廃条約選択議定書案の研究：国連女性の地位委員会第42-43会期の作業部会における討議を中心に」『桃山学院大学社会学論集』第33巻第1号(1999年9月)、pp.39-88を参照。

7) 一人の人間が複数の理由によって差別を受けることは、最近「複合差別」という概念でとらえられるようになってきた。先住民を含む少数者(マイノリティ)の女性に対する複合差別については、IMADR-JC マイノリティ女性に対する複合差別プロジェクトチーム編、『マイノリティ女性の視点を政策に！社会に！：女性差別撤廃委員会日本報告書審査を通して』(反差別国際運動日本委員会、2003年)に詳しい。

8) The Beijing Declaration and the Platform for Action, para.60 (a).

9) Ibid., para.230(o).

以下「CERD」と略す)が、2000年3月に開催された第56会期で、「人種差別のジェンダーに関連する側面」と題された一般的勧告25をとりあげた¹⁰⁾。この勧告は、「人種差別が女性と男性を常に同等に、あるいは同じ様な態様で影響を及ぼすとは限らない。ある状況下では、女性のみ、あるいは主として女性に影響を及ぼし、あるいは男性とは異なる態様または程度で女性に影響を及ぼす」(同勧告第1段落)と指摘した。その例として、武力紛争において特定の人種または種族の女性に対する性的暴力、先住民女性に対する強制的な不妊手術、インフォーマル・セクターや外国で就業する家事労働者の女性に対する虐待を挙げた(同勧告第2段落)。これは、人種差別には性別による差があると明確に指摘した意義ある文書であった。

次に、2001年8月31日から9月7日の間、南アフリカ共和国のダーバンにおいて、「人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連する不寛容に反対する世界会議」(以下「人種差別反対世界会議」と略す)が開催された。この年、1月中旬から2月初めに開かれたCEDAW第24会期では、「人種主義・人種差別・外国人排斥及び関連する不寛容に反対する世界会議とその準備過程に向けた女性差別撤廃委員会の提言」(CEDAW/C/2001/I/CRP.3Add.9)が提出された。この文書の中でCEDAWは、「女性差別と人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連する不寛容との間に密接な関係があることを認識する」(第1段落)と明確に宣言し、女性差別撤廃条約の締約国の義務として「人種主義・人種差別・外国人排斥及び関連する不寛容に関する差別の防止を含む、女性に対するあらゆる形態の差別を防止するため積極的な介入」を求めた(第4段落)。この文書で先住民あるいは先住民族という語句こそ使用されなかったが、CEDAWが先住民族の女性差別に潜む複雑な構造や背景

を明確に認識したという点で画期的だった。

V. 個人による申立の可能性

法的拘束力のない国際文書では、先住民族を含む少数者の女性に対する差別について、ようやく関心が払われるようになってきた。しかし、人権侵害に対する救済を求めるには、法的拘束力のない会議の成果文書や委員会の勧告を根拠にすることはできない。やはり、締約国に遵守義務を課し、条約を監視する委員会へのフィードバックが求められる人権条約がより有効である。なかでも、人権侵害の被害者自身が救済を国連へ求められる個人通報制度が条約の国内適用を強化する手段として期待されている。

人種差別撤廃条約の場合、第14条に個人通報制度が備えられている。これは、条約の締約国の管轄下であり、人種差別の被害者であると主張する個人または集団からの通報を、条約の監視機関である人種差別撤廃委員会が受理し、検討する権限を認めている。ただし、この条文は「選択的適用」(オプト・イン)方式をとっている。つまり、締約国は「委員会が受理しかつ検討する権限を有することを認める旨を、いつでも宣言することができる」とあり、締約国が本体の条約に加入する際、何ら宣言を行わなければ、第14条に定める個人通報制度の適用を受けない。また、締約国が第14条を受諾する宣言を行っていたとしても、CERDの権限は「付託されたいずれの通報についても、……締約国に対して注意を内密に喚起」し、注意を喚起された国から3ヶ月以内に通報された事案について、「当該国がとった救済措置がある場合には、当該救済措置についての書面による説明又は声明を委員会に提出」(第14条第6項(b))させることにとどまる。

女性差別撤廃条約の個人通報制度は、同条約選択議定書の第1～7条である。個人通報制度には留保が付けられないので、議定書締約国の国民またはその管轄下に居住する個人には、直接CEDAWへ人権侵害を訴えられる可能性がある。ただし、通報が受理されるには書面で行われ、匿名ではないこと(選択議定書第3条)

10) 人種差別撤廃委員会第56会期の一般的勧告25(2000)は、国連人権高等弁務官事務所公式ホームページに掲載されている。[http://www.unhcr.ch/tbs/doc.nsf/\(Symbol\)/CERD+General+recomn.25](http://www.unhcr.ch/tbs/doc.nsf/(Symbol)/CERD+General+recomn.25)。2003年12月19日アクセス。

が必要である。また、通報の受理可能性として、不当な遅延や効果的な救済が見込めない場合を除き、当該事案が国内的救済を完了したこと（同第4条第1項）など、いくつかの要件が課せられている。

人権侵害の被害を訴える先住民族の女性にとって、どちらの個人通報制度を利用するか、通報の提出前に十分検討する必要があるだろう。なぜなら、女性差別の場合、同一事案がある国際審査制度で審査されている間、別の審査制度を利用することはできないからである（女性差別撤廃条約選択議定書第4条第2項(a)）。

最初に、人権侵害を行っている被害者の本国政府、あるいは被害者を管轄下に置く政府が、どの条約の締約国であるかを被害者は確認する必要がある。自分に人権侵害を行っている政府がどちらの条約も批准している場合、次に人権侵害の内容を検討すべきであろう。人種差別撤廃条約第5条は「無差別・法の前の平等」として、裁判での権利（同条(a)、身体の安全及び国家による保護についての権利（同条(b)）、政治に参与し公務に平等に携わる権利（同条(c)）、国籍・婚姻・相続・思想・集会などの市民的権利（同条(d)）、労働・職業・住居・教育などの経済的、社会的、文化的権利（同条(e)項）等が規定されている。これらの権利は、女性差別撤廃条約の中でもほぼ同様に規定されている。選択議定書が個人通報を受けて審議できる人権侵害の種類は、本体の条約に規定されたものである。したがって、侵害された権利の人種差別的側面や差別を生む社会の構造や法制度を強調するのか、逆に同様の点について女性差別的側面を強調するのか、通報の書き方に工夫が必要となるだろう。また、CEDAW および CERD に所属する個々の委員のバックグラウンドにも考慮を払うことも得策であろう。たとえば、CEDAW は法律家や外交官だけでなく、女性問題に第一線で取り組んできたジェンダー学者が含まれており、個人通報を審査するにあたって、積極的に被害者救済のため勧告等を行うと想像される¹¹⁾。

VI. む す び

以上、概観してきたように、先住民族を含む人種差別に関する国際文書と、先住民族を含む女性差別に関する国際文書の接点は、ようやく生まれたばかりである。先住民族の女性が受ける二重、三重の差別をどのように減らし最終的に撤廃するのか、条約の監視委員会間の協力関係や、国際会議の成果文書における行動計画の策定、被害者が国際審査制度を選ぶフォーラム・ショッピングなど、様々な改善や工夫が望まれるところである。

とりあえず着手できる一つの可能性として、CEDAW 第29会期での日本政府第4次報告(CEDAW/C/JPN/4) および第5次報告(CEDAW/C/JPN/5)とその審議を取り上げたい。去る2003年7月8日にニューヨーク国連本部で、条約第18条に基づく日本政府の報告が審査された。その際、NGOの積極的なロビイングのかがあってアイヌ、部落、沖縄、在日コリアンなど少数者に関する多数の質問が複数のCEDAW委員から提出されたが、日本政府の準備した報告書の中に詳細な記述はなく、日本政府団団長の坂東真理子・内閣府男女共同参画局長からは「実態を把握していない」という以外、十分な回答は得られなかった¹²⁾。そこで、日本政府報告書審査に関するCEDAW最終コメント¹³⁾に「日本のマイノリティ女性の状況に関する情報の欠如に委員会は懸念を表明する」(第365段落)

11) CEDAW 第29会期の委員構成と略歴については、日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク編『女性差別撤廃条約と NGO：「日本レポート審議」を活かすネットワーク』（明石書店、2003年）、p. 192を参照。

12) CEDAW 委員と日本政府団の質疑応答の詳細は、注11『女性差別撤廃条約と NGO』、pp.113-142、および注7、『マイノリティ女性の視点を政策に！社会に！』、pp.53-62を参照。

13) Consideration of the reports submitted by the States parties under article 18 of the Convention, Report of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women on its 29th session (A/58/38), paras.337-378. CEDAW 最終コメントは、外務省ホームページで英語（原文）および日本語（外務省仮訳）の双方が入手できる。

と明記された。また、次回レポート（条約の規定上は4年後）の提出時に、とくに教育、雇用、健康状況、女性が受ける暴力に関する情報について、包括的な情報やデータとともに提出するよう求められた（第366段落）。委員会のコメントはもちろん法的拘束力を持たないが、次回の日本政府報告に向けて女性差別に取り組むNGOを勇気づけたことはいうまでもない。

先住民族の人権保障も、女性の人権保障も、

全く日の当たらなかつた時代から、ようやく人権の一つであると十分認識され、国連人権保障システムの中で主流化への道を歩み始めた。次なる目標は、女性差別あるいは先住民族に対するよりきめ細かな対応であろう。先住民族に関する人権条約が制定される際には、先住民族の女性が受ける複雑な差別構造に関する視点が盛り込まれることを望む。

以 上

The United Nations System of Protecting Human Rights and the Rights of Indigenous Women

Keiko KARUBE

This paper reviews the United Nations system of protecting human rights from its establishment with special emphasis to the international instruments concerning racial discrimination including discrimination against indigenous people, and discrimination against women. Then it points out that these two fields of human rights have certain relations; racial discrimination affects discrimination against women, and indigenous women's rights require special attention to be promoted. The paper states that the current human rights system lacks treaties specializing indigenous people and that victims, in order to seek remedies, have to choose between the existing treaties: The International Convention on the Elimination of Racial Discrimination and the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women. In July 2003, at its 29th session, the Committee on the Elimination of Discrimination against Women, a monitoring body for the U.N. Women's Convention, considered the 4th and 5th periodic reports submitted by the Japanese government. In its concluding observation, the Committee asked for more detailed information concerning minority women in Japan, while expressing concerns for the lack of data in its 4th and 5th periodic reports. The paper concludes that more collaboration is needed between the two international instruments in order to promote minority women's rights more vigorously.